

沖縄県地域枠キャリア形成プログラムの改正について

1 地域枠キャリア形成プログラムの改正について

医療法に基づき医師の能力の開発及び向上を図るための計画として、都道府県が地域医療支援事務として策定する「地域枠キャリア形成プログラム」については、その内容を毎年度改善するよう努めること及びその変更は地域医療対策協議会での協議を経て決定することが国のガイドライン（キャリア形成プログラム運用指針）で定められている。

については、地域枠医師の研修及び勤務の実効性を高め、医師不足及び偏在対策を強化するため、キャリア形成プログラムの改正を行う。

2 改正案の概要及び理由

(1) 義務履行期間の特例の再設定

離島診療所で勤務するインセンティブを高めるため、令和3年度から令和6年度まで時限的に設けられていた義務履行期間の特例（診療所で1年以上勤務した場合に義務履行期間を3年間に短縮する）を再設定する。

(2) 県立病院で臨床研修を受け入れる地域枠医師の人数制限（「離島・北部枠」を除く地域枠卒業生の概ね3分の1以内）を廃止し、一定の要件を満たす者が各病院の採用選考に合格した場合は、枠に関わらず研修を行うことができるものとする。

義務内容に差がないにも関わらず「離島・北部枠」の者の希望が優先され、それ以外の者にのみ人数制限が設けられていることが不公平であるとの指摘があったことから、人数制限を廃止するとともに、県立病院での臨床研修を実施可能とする要件の見直しを行う。

(3) 基幹型臨床研修病院に「北部地区医師会病院」を追加

令和10年度公立北部医療センターの開院を見据え、早い段階で関係者を地域枠臨床研修マッチング調整に加えることで、今後の受入調整を円滑に行えるようにする。

(4) 専門研修基幹施設（外科）に「県立中部病院」を追加

県立中部病院が令和5年度から外科専門研修の基幹施設となったため。

3 添付資料

沖縄県地域枠キャリア形成プログラム新旧対照表（資料3-1）

新 旧 対 照 表

新（改正案）	旧（現行）
沖縄県地域枠キャリア形成プログラム（各科共通部分） 1 キャリア形成プログラムの目的（略） 2 推奨診療科（略） 3 地域枠医師の就業年限 (1)～(2) （略） (3) 義務履行期間の特例 特に厳しい医師不足が見込まれる令和10年度までの間、医師確保策の強化を目的に、指定医療機関のうち診療所において1年以上勤務した場合は、義務履行期間を3年間に短縮します。 (4)～(9) （略） 4 大学卒業後の研修・勤務先 (1) 臨床研修 地域枠医師は、大学卒業後、医師臨床研修マッチング協議会の定めるマッチングの手続に従って選択した表1に掲げる基幹型臨床研修病院において臨床研修を実施することとします。 臨床研修病院の選択に当たっては、カテゴリーAの病院を原則とします。ただし、次に該当する場合で、各病院の実施する採用選考に合格した者は、カテゴリーBの病院で臨床研修を実施できることとします。 ① 離島診療所勤務を希望する者（ただし、「離島・北部枠」の者は、カテゴリーBの病院のうち離島・北部に所在する病院に限るものとする。） ② 内科、外科、産婦人科、小児科、救急科の専門医を志望する者 （削る。）	沖縄県地域枠キャリア形成プログラム（各科共通部分） 1 キャリア形成プログラムの目的（略） 2 推奨診療科（略） 3 地域枠医師の就業年限 (1)～(2) （略） (3) 義務履行期間の特例 特に厳しい医師不足が見込まれる令和6年度までの間、医師確保策の強化を目的に、指定医療機関のうち診療所において1年以上勤務した場合は、義務履行期間を3年間に短縮します。 (4)～(9) （略） 4 大学卒業後の研修・勤務先 (1) 臨床研修 地域枠医師は、大学卒業後、医師臨床研修マッチング協議会の定めるマッチングの手続に従って選択した表1に掲げる基幹型臨床研修病院において臨床研修を実施することとします。 臨床研修病院の選択に当たっては、カテゴリーAの病院を原則とします。ただし、次に該当する場合には、カテゴリーBの病院から選択することができることとします（①地域枠のうち「離島・北部枠」の者、②離島診療所勤務を希望する者及び③内科、外科、産婦人科、小児科、救急科の専門医を志望する者等を想定）。 ただし、カテゴリーBの病院で受け入れる人数は、新たに臨床研修を開始する地域枠医師のうち、「離島・北部枠」を除き地域枠卒業生の概ね3分の1以内の人数とします。

【表 1：選択可能な基幹型臨床研修病院】

カテゴリ	臨床研修病院
A	琉球大学病院
B	県立北部病院 県立中部病院 県立南部医療センター・こども医療センター 県立宮古病院 <u>北部地区医師会病院</u>

(2) 専門研修

地域枠医師は、臨床研修の修了後、表 2 に掲げる基本領域の専門研修を、当該基本領域に対応した専門研修基幹施設において実施することとなります。専門研修基幹施設の選択に当たっては、カテゴリ A の施設を推奨しますが、カテゴリ B の施設からも選択することができます。

(略)

【表 2：選択可能な専門研修基幹施設】

⑤外科

カテゴリ	専門研修病院
A	琉球大学病院
B	<u>県立中部病院</u> 県立南部医療センター・こども医療センター

(3)～(5) (略)

5 キャリアプラン（研修・勤務計画）（略）

【表 1：選択可能な基幹型臨床研修病院】

カテゴリ	臨床研修病院
A	琉球大学病院
B	県立北部病院 県立中部病院 県立南部医療センター・こども医療センター 県立宮古病院

(2) 専門研修

地域枠医師は、臨床研修の修了後、表 2 に掲げる基本領域の専門研修を、当該基本領域に対応した専門研修基幹施設において実施することとなります。専門研修基幹施設の選択に当たっては、カテゴリ A の施設を推奨しますが、カテゴリ B の施設からも選択することができます。

(略)

【表 2：選択可能な専門研修基幹施設】

⑤外科

カテゴリ	専門研修病院
A	琉球大学病院
B	県立南部医療センター・こども医療センター

(3)～(5) (略)

5 キャリアプラン（研修・勤務計画）（略）